

第2期 湧別町空家等対策計画策定スケジュール

1. 計画策定スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
空き家等対策協議会	第1回（5月23日） ・策定スケジュール ・計画の全体スキーム ・空き家対策の方向性						第3回（12月26日） ・空家等対策計画（素案）の確認 ・対策における施策・団体連携・役割分担の検討			第4回（3月上旬） ・公募意見の反映検討 ・空家等対策計画の最終確認 ・対策の実行に向けたスケジュール等確認		
事務局（企画財政課）	空家等の課題の分析 基本的な対応方針等の検討 先進事例の調査 ・管理不全空家等の発生予防 ・空家等の適正管理 ・空家等の利活用 ・管理不全空家等の解消			具体的な空家等対策の検討 対策推進方法・仕組み・連携体制の検討 ・管理不全空家等の予防 ・空家等の適正管理 ⇒所有者の意識醸成 ・空家等の利活用 ⇒流通による活用促進 ⇒改修支援の検討 ・管理不全空家等の解消 ⇒除却支援の検討 ⇒特定空家等の対応・措置			空家等所有者の意向確認（10～11月） ・所有者アンケートの実施 ・アンケート結果まとめ 計画案（公表版）の作成（12～1月） ・協議会の意見の反映、修正検討 ・庁内各課の意見の反映、修正検討			パブリックコメント（2月） ・計画素案に対する住民等の意見公募 計画策定・公表（3月） ・空家等対策計画の策定 ・概要版の作成 ・空家等対策計画議会報告		

2. 計画登載事項

①計画策定の目的、②計画の位置づけ(他の計画との立ち位置)、③計画期間、④空家等の現状と課題、⑤基本理念と基本方針、⑥対象とする地区・空家等の種類、⑦具体的な取り組み(適正管理発・生抑制、流通・利活用、管理不全空家等の解消)、⑧実施体制

※空家等対策計画 ～ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができる計画。